

令和6年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和6年5月31日（金）

令和6年第5回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和6年5月31日（金）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 E会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第32号 非農地証明願について
- 第4 議案第33号 農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく利用権の設定について
- 第5 議案第34号 特定農地貸付承認申請について
- 第6 議案第35号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第7 議案第36号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 第8 報告第12号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分
の報告について
- 第9 報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第10 報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10 番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11 番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12 番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13 番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14 番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 2	生川	仁	君
区域 4	内田	信行	君				

欠席委員	10 番	野中	清	君	11 番	杉本	剛昭	君
------	------	----	---	---	------	----	----	---

事務局職員出席者

事務局長	岡崎	貴裕	君	局長補佐	松澤	一樹	君
------	----	----	---	------	----	----	---

午後 2 時02分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 6 年第 5 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、10 番野中清委員、11 番杉本剛昭委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 12 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は担当区域の推進委員にも出席していただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。7 番吉田恵子委員、8 番原田勝幸委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。6 番今井委員より報告をお願いいたします。

○6 番（今井英夫君） 議案第 30 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 5 月 17 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、1 筆、畑、1,354 m²でございます。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、ヘーゼルナッツを肥培管理する予定です。

労働力につきましては、本人 72 歳、従事日数 80 日、兼業、子 47 歳、従事日数 259 日、専業でございます。

本案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 譲受人の方は、今までに、ヘーゼルナッツを栽培してきているのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 今回初めて、ヘーゼルナッツを栽培したいということで、営農計画が出されています。今までは、ソルゴー、しいたけ、麦などを栽培されていたことを確認しています。

○13番（村越重芳君） ヘーゼルナッツというものは、この地域で出来るものなのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 今回、栽培が出来るようにチャレンジしたいとのこと。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。6番今井委員より報告をお願いいたします。

○6番（今井英夫君） 議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

令和6年5月16日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、5筆、いずれも現況畑、合計1,251㎡でございます。

申請目的は、車両置場です。

農地区分は第2種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

土地利用につきましては、敷地内全面砕石敷きとし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、単管パイプ及び万能鋼板の土留めを新設する計画となります。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 本案件の農地の区分は、第3種になっております。また、神奈川県立支援学校の隣接地となっていることから、児童、生徒の安全に対する配慮を事業者に対してお願いしております。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり、許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第32号、非農地証明願について、1番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。6番今井委員より報告をお願いいたします。

○6番（今井英夫君） 議案第32号、非農地証明願について、1番案件をご報告いたします。今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和6年5月17日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の申請地は、1筆、登記地目畑、396㎡でございます。

当該地は、10年以上前から竹、雑木林が繁茂しており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「山林」に該当し、この事実を「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件を満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 32 号、非農地証明願について、1 番案件を報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 4、議案第 33 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、1 番案件から 5 番案件を上程いたします。

はじめに、1 番案件について、区域 1 市川委員より報告をお願いいたします。

○区域 1（市川芳男君） 議案第 33 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定についてのうち、1 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を借り、第 3 者へ貸し付けるにあたり、神奈川県知事の同意を得た上で、茅ヶ崎市が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の利用権を設定する農地は、3 筆、いずれも畑、合計 584 m²でございます。

権利の存続期間は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までとなり、新たに 3 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 33 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、1 番案件について、報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 続いて、2 番案件ですが、出席委員の審議案件となりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、議事に参与することができませんの

で、一時退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時14分休憩

(本人案件のため該当委員退室)

午後 2 時14分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第 33 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、2 番案件を上程いたします。

2 番案件について、区域 1 市川委員より報告をお願いいたします。

○区域 1（市川芳男君） 続いて、2 番案件をご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明～

2 番案件の利用権を設定する農地は、2 筆、いずれも畑、合計 296 m²でございます。

権利の存続期間、権利の種類は、1 番案件と同様です。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 33 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、2 番案件について、報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時16分休憩

(該当委員入室)

午後 2 時16分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第 33 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、3 番案件を上程いたします。

3 番案件について、区域 1 市川委員より報告をお願いいたします。

○区域 1（市川芳男君） 続いて、3 番案件をご報告いたします。

～ 3 番案件について内容を説明～

3 番案件の利用権を設定する農地は、3 筆、いずれも畑、合計 873 m²でございます。

権利の存続期間、権利の種類は、1 番案件と同様です。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 33 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、3 番案件について、報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。続いて、4 番案件及び 5 番案件ですが、出席委員の審議案件となりますので、先ほどの 2 番案件と同様、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、一時退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時18分休憩

(本人案件のため該当委員退室)

午後 2 時18分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第 33 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、4 番案件及び 5 番案件を一括して上程いたします。

4 番案件及び 5 番案件について、区域 1 市川委員より報告をお願いいたします。

○区域 1（市川芳男君） 続いて、4 番から 5 番案件を一括してご報告いたします。

～ 4 番案件について内容を説明～

4 番案件の利用権を設定する農地は、3 筆、いずれも田、合計 2,778 m²でございます。権利の存続期間は、令和 6 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までとなり、新たに 3 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～ 5 番案件について内容を説明～

続いて、5 番案件の利用権を設定する農地は、2 筆、いずれも田、合計 2,233 m²でございます。

権利の存続期間、権利の種類は、4 番案件と同様です。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 33 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、4 番案件及び 5 番案件について、報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時 21 分休憩

(該当委員入室)

午後 2 時 21 分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第 5、議案第 34 号、特定農地貸付承認申請について、1 番案件及び 2 番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1 番案件は、区域 4 内田委員、2 番案件は、区域 2 生川委員より、報告をお願いいたします。はじめに、区域 4 内田委員より報告をお願いいたします。

○区域 4（内田信行君） 議案第 34 号、特定農地貸付承認申請について、1 番案件をご報告いたします。

本案は、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づくものです。

市民農園の開設について、承認を得たいとするもので、市民農園などの農地の貸付けについて、一定の要件を満たし、農業委員会から承認されたものは、農地法第 3 条の許可を受けることなく農地の貸付けができるとするものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

申請地は、1 筆、畑、203 m²です。

令和 6 年 5 月 20 日に、事務局 2 名と現地調査をいたしました。

1 区画の貸付面積は 60 m²で、計 3 区画、貸付に係る利用料は年間 6,000 円で、貸付期間は 2 年 9 カ月間でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、区域 2 生川委員より報告をお願いいたします。

○区域 2（生川仁君） 議案第 34 号、特定農地貸付承認申請について、2 番案件をご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明～

申請地は、3 筆、いずれも現況畑、合計 636 m²です。

令和 6 年 5 月 14 日に、事務局 2 名と現地調査をいたしました。

1区画の貸付面積は30㎡で、計15区画、貸付に係る利用料は年間12,000円で、貸付期間は1年間でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13番（村越重芳君） 継続することが出来るのかもしれませんが、2番案件の貸付期間が1年間だと土地を耕して作物を作る期間としては、期間が短いと思いますが。

○局長補佐（松澤一樹君） 5年以内の貸付であれば、貸付期間的には良いことになっていきます。

作付けが1周しか出来ないと言うことで、旨くいかなかったらそれで終わりという可能性もあると思いますが、今後、優先的継続ですとか、やり方はいろいろあると思いますが、まずは、始めるに当たり、1年間を貸付期間と考えていると聞いています。

○13番（村越重芳君） 更新料とかを考えているとかはあるのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 更新料については聞いていませんが、開設者も長く市民農園として利用してもらいたい、と話されています。また、どのように借り手を集めるのかは開設者の考えに寄るところもありますが、農業委員会としても市のホームページで募集について協力して行くことになっております。貸付期間は、基本1年間と言うことで、更新が出来るのかについては今後、確認していきたいと考えております。

○14番（小澤昇君） 利用料金についてですが、1区画の面積が、2番案件は1番案件の半分の面積なのに利用料金が倍の金額になっています。2番案件は、そんなに立地が良いのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 料金については、この値段であれば利用者を募れるだろうと言うことで開設者が考えることになります。2番案件は、前面道路が比較的広い方なので、行きやすさというのはあるかと思いますが、それを利用料に反映させるかどうかは開設者の考えに寄るところなので、事務局としては、高い安いと言うことは出来ません。

○14番（小澤昇君） 市民農園であっても、開設者の税負担などの要因に応じて、利用料金設定は、自由に出来るということなのか。

○局長補佐（松澤一樹君） そうです。

○事務局長（岡崎貴裕君） 基本的な相場は、このくらいの金額設定をしていますとアドバイスはしますが、後は、開設者の意向に沿った金額設定になります。

○13番（村越重芳君） 15区画という是相当色々な所から来てもらわないといけないと思いますが、全体面積が636㎡で貸出面積が450㎡ということは、残りの面積は歩くための面積なのか判りませんが、駐車場とかは用意しないんですよね。

○局長補佐（松澤一樹君） 駐車場の設置は認められていません。

○13番（村越重芳君） そうなると道に止められてしまうと困ると思いますが、農業委員会として、指導することは出来ないのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 利用者の方に対して、そういった投げ掛けをしてもらえらると思っております。

○4番（大竹孝一君） どのような方法で来ることになるのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 自転車で行くことになるかなと想定しています。

○13番（村越重芳君） 法的には、駐車場の設置は駄目だということなのですね。

○局長補佐（松澤一樹君） 他の法律に基づいたものには、駐車場の設置が可能となると聞いていますが、この法律では特にそういった規定はありません。

○4番（大竹孝一君） 一部農転をすればいいのでは。

○局長補佐（松澤一樹君） 駐車場の農転は、すごく厳しいです。

○4番（大竹孝一君） 駐車場には出来ない。

○局長補佐（松澤一樹君） 申請する開設者が、事業として駐車場をしていないと転用の理由にはなりません。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第34号、特定農地貸付承認申請について、1番案件及び2番案件を報告のとおり承認することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第6、議案第35号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から5番案件までを一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1 番案件から 5 番案件について、6 番今井委員より報告をお願いいたします。

○6 番（今井英夫君） 議案第 35 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1 番案件から 5 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

始めに、1 番案件について、ご報告いたします。

令和 6 年 5 月 16 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～1 番案件について内容を説明～

1 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、畑、535 m²につきましては、準備中でした。

4 筆、いずれも畑、合計 1,579 m²につきましては、ハウスにおいて一体として耕作されており、ほうれん草が作付けされておりました。

2 筆、いずれも現況畑、合計 581 m²につきましては、一体として耕作されており枝豆が作付けされておりました。

1 筆、畑、229 m²につきましては、さつま芋が作付けされておりました。

1 筆、現況畑、991 m²につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター 2 台、トラック、テラー、管理機、その他一式でございます。

労働力は、本人 64 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 64 歳、従事日数 300 日、専業、子 34 歳、従事日数 300 日、専業、子の配偶者 34 歳、従事日数 150 日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

続いて、2 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 5 月 16 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～2 番案件について内容を説明～

2 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、畑、817 m²につきましては、枝豆が作付けされておりました。

1 筆、田、218 m²につきましては、水稻準備中でした。

6 筆、いずれも畑、合計 1565.44 m²は、一体として耕作されており、カブ、サトイモ等が作付けされていたほか、準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、管理機、トラック、田植機、脱穀機、その他一式でした。

労働力につきましては、本人 68 歳、従事日数 200 日、兼業、配偶者 62 歳、従事日数 150 日、兼業、子 28 歳、従事日数 50 日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認いたしました。

続いて、3 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 5 月 16 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 3 番案件について内容を説明～

3 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2 筆、いずれも田、合計 1,982 m²につきましては、水稻準備中でした。

1 筆、畑、885 m²につきましては、ブドウが肥培管理されてきました。

1 筆、畑、2,066 m²のうち、1,932.90 m²につきましては、ブドウが肥培管理されているほか、ハウス内でスイートピーが肥培管理されてきました。

2 筆、いずれも畑、合計 821.59 m²につきましては、柿が肥培管理されてきました。

9 筆、いずれも現況畑、合計 2,825.67 m²につきましては、一体として柿が肥培管理されているほか、ハウス内にてスイートピーが肥培管理されてきました。

2 筆、いずれも畑、合計 775 m²につきましては、一体として梨が肥培管理されてきました。

農機具の保有状況は、トラクター、コンバイン、耕うん機、その他一式でございます。

労働力は、本人 71 歳、従事日数 350 日、専業、配偶者 68 歳、従事日数 350 日、専業、姉 73 歳、従事日数 120 日、兼業、妹 68 歳、従事日数 120 日、兼業、子の配偶者 50 歳、従事日数 350 日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、4 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 5 月 14 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 4 番案件について内容を説明～

4 番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2 筆、いずれも畑、合計 1,573 m²につきましては、にんじんが作付けされてきました。

5 筆、いずれも畑、合計 3,864 m²につきましては、準備中でした。

4 筆、いずれも現況畑、合計 5,447 m²につきましては、エダマメ、ピーマン等が作付け

されていまして。

9筆、いずれも現況畑、合計2,158㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、ロータリー、その他一式でございます。

労働力は、本人77歳、従事日数330日、専業、配偶者75歳、従事日数300日、専業、子46歳、従事日数330日、専業、子の配偶者37歳、従事日数300日、専業、子48歳、従事日数150日、兼業、子47歳、従事日数150日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。

続いて、5番案件をご報告いたします。

令和6年5月13日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～5番案件について内容を説明～

5番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

5筆、いずれも畑、合計3,661.02㎡につきましては、一体として耕作されており、カボチャ、ジャガイモ、ネギが作付けされていまして。

4筆、いずれも現況畑、合計2,483.73㎡につきましては、一体として耕作されており、カボチャ、サトイモ、ジャガイモ等が作付けされていたほか準備中でした。

農機具の保有状況は、ロータリー、マルチャー、消毒器、草刈機、その他一式でございます。

労働力は、本人87歳、従事日数50日、兼業、子61歳、従事日数200日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認しました。報告は、以上となります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 2番案件の表記についてですが、最初に納税猶予に係る適格者証明を受けたときは、萩園字上ノ前地区土地区画整理事業の開始前、換地される前の地番で適用を受けていました。現在は、土地区画整理事業の換地が終了しましたので、換地前の地番と地積の下に、換地後の地番と地積を括弧書きで表記することにいたしました。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 35 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件から 5 番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 7、議案第 36 号、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを上程いたします。

事務局より説明いたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 議案第 36 号、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について事務局よりご説明いたします。

本件は、国の通知に基づき、令和 5 年度、昨年策定した茅ヶ崎市農業委員会の令和 5 年度最適化活動の目標の設定等が昨年度末にどれだけ達成できたかを公表することとなっているため、提案するものでございます。

議案書とは別に配布しました「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の 1 ページをご覧ください。

I 「農業委員会の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）」は、注釈にて別紙様式 1 を転記と記載されていますので、別紙様式 1 である令和 5 年度最適化活動の目標等についてと同様に記載をしております。

なお、別紙様式 1 である令和 5 年度最適化活動の目標等につきましては、令和 5 年度第 3 回茅ヶ崎市農業委員会総会にてご審議いただいたものとなっております。

続いて、裏面をご覧ください。

II 「最適化活動の実施状況」、(1)「農地の集積」は、こちらにつきましても注釈にて「①現状及び課題」及び「②目標」について別紙様式 1 を転記と記載されていますので、同様に記載をしております。

③「実績」についてですが、令和 5 年度の新規集積面積は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権等の手続きにより 1.25 ha の農地を集積しております。

農地面積（F）は、耕地面積及び作付け面積統計にて記載されております 309 ha といたしました。

今年度末の集積面積（累計）（G）は、68 ha となっており、①現状及び課題にある「これまでの集積面積（B）」には 72 ha と比較すると 4 ha 減少しております。

こちらにつきましては、固定資産課税台帳等と照合作業を行って、担い手への面積統計とを再度算出した中で 68 ha となったものでございます。

その結果、令和 5 年度末の時点では集積率が 22.0% となり目標に対しましては、95.2% となったところでございます。

農業委員会の点検結果については、目標値に対して思うように集積が進まなかったことから、目標値を下回る結果となったと評価をさせていただきました。

(2)「遊休農地の発生防止・解消」につきましても、①「現状及び課題」及び②「目標」を別紙様式 1 より転記しております。

③「実績」としましては、令和 5 年度中に委員の皆さんに実施していただきました農地利用状況調査の結果及び意向調査の実施を記載しております。

④「その他」につきましては、遊休農地の面積、調査の時期等について記載しております。遊休農地が解消したところもありましたが、点検結果としましては、前年度と比較して、1 号遊休農地の面積が増えてしまったこと、また、意向調査実施時に、中間管理事業の案内を同封し、農地の集積・集約化へと繋げた旨を記載いたしました。

(3)「新規参入の促進」につきましては、①「現状及び課題」及び②「目標」を別紙様式 1 より転記しております。

③「実績」としましては、令和 5 年度においては、新規就農者 2 名、法人 2 社の 4 経営体の参入がありましたので、点検結果としましては、新規参入の促進を図った結果、新規就農者 2 名、法人 2 社の参入があった旨を記載いたしました。

なお、所有者からの同意を得ていないことから、それに関することにつきましては、空欄の箇所が多くなっております。

2「最適化活動の活動目標」の(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、別紙様式 1 より転記しております。

(2)「活動強化月間の設定」につきましては、転記した①「目標」に対して、②「実績」としましては、本委員会としての活動強化月間の取組時期、項目、結果を記載いたしました。なお、取組時期の欄に記載された 9. 10. 1 の記載は、9 月、10 月、1 月を表しております。

(3)新規参入相談会への参加につきましては、転記した①「目標」に対して、②「実績」としましては、令和 5 年度は新たに参入した法人 2 社、また、令和 6 年度に新規就農をする意向のありました 2 名を対象に実施した相談・面談会について記載いたしました。

「目標の達成状況の評語」につきましては、最適化活動を実施する中で、委員の皆様から、ご提出いただきました A3 の様式 3 にて記載いただいた内容を反映させていただいております。

Ⅲ「事務の実施状況」につきましては、令和 5 年度総会・部会の開催実績や許可事務の処理期間のほか、事務局におきまして違反对応をした内容を記載してございます。

説明は、以上となります。議案第 36 号ですが、今回ご承認をいただけましたら、正式に当委員会の令和 5 年度最適化の活動、その他事務の実施状況として茅ヶ崎市のホームページにて公表する予定となります。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 事務局の説明が終わりました。

では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 36 号、令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、公表することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 8、報告第 12 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、日程第 9、報告第 13 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び日程第 10、報告第 14 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第 12 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出でございます。

議案書 11 ページのとおり、1 件、権利の取得事由は相続によるものの届出でございます。

報告第 13 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書 12 ページのとおり、1 番案件から 7 番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、共同住宅敷地、住宅敷地となっております。

続きまして、報告第 14 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書 13 ページのとおり、1 番案件から 4 番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、すべて住宅敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第 17 条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第 12 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、報告第 13 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び報告第 14 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてまでを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和 6 年第 5 回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 3 時 03 分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員